

会議開催のお知らせ

盛岡市こども相談評価委員会を次のとおり開催します。

令和7年8月25日

盛岡市こども相談評価委員会

1 開催日時

令和7年9月2日（火）午前10時00分

2 開催場所

盛岡市保健所4階 404研修室

3 議題

- (1) こども相談室の周知・啓発
- (2) 令和7年度第1回盛岡市こども相談評価委員会における意見・質問に対する回答
- (3) こども相談の対応状況について
- (4) チャット相談について
- (5) 令和7年度「学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証」各自治体の事業計画及び事業成果報告
- (6) その他

4 傍聴定員

5名

5 傍聴の可否及び手続き

- (1) この会議は一部傍聴することができません。傍聴できない部分は、次のとおりです。
議題「(3) こども相談の対応状況について」及び「(4) チャット相談について」の部分
- (2) 傍聴を希望する方は、当日会場で受付を行いますので、午前9時50分までに会場においでください。
なお、開催時刻以降は、入室できない場合があります。
- (3) 傍聴を希望する方が多い場合は、先着順により傍聴者を決定します。
- (4) 傍聴できない理由は、次のとおりです。
議題「(3) こども相談の対応状況について」及び「(4) チャット相談について」には、個人に関する情報が含まれており、盛岡市情報公開条例第7条第2号に該当するため。

6 問い合わせ先

盛岡市子ども未来部こども家庭センターこども相談室 019-613-7521

盛岡市こども相談評価委員会傍聴要領

盛岡市こども相談評価委員会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、委員会の委員長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第受付を終了します。
- (3) 開会予定時刻を過ぎた場合は、入室できません。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議の傍聴に際し守っていただく事項に違反したときは、注意し、なお、これに従わないときは、退場していただくことがあります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議の開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により、発言に対し公然と意見を表明しないでください。
- (2) 騒ぎ立てるなどして、議事の進行を妨げないでください。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙しないでください。
- (4) 許可を得ないで、会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の妨げとなる行為を行わないでください。